

令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）ひきこもり支援窓口周知事業の運営に関すること。
- （2）その他前号に付随する業務を行うこと。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、甲が別に定める「令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業業務委託要領」（以下「要領」という。）に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、契約日から令和9年3月31日までに委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める要領の中に不適當な個所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として金 [REDACTED] 円（うち消費税及び地方消費税額の額 [REDACTED] 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 乙は、委託業務終了後に委託費を甲に請求するものとし、甲は、要領に定める請求書を受領した日から30日以内に、支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、全額又は分割して前金払をするものとする。

（委託費の費目の指定）

第5条 甲は、乙が委託業務を処理するため必要があると認めるときは、委託費の費目を指定することができる。この場合において、乙は指定費目以外に委託費を使用することができない。

2 乙は、前項の規定により委託費の費目を指定された場合において、委託業務を効果的に処理するため、その指定された費目を変更する必要があるときは、甲の承認を受けてその変更をすることができる。

（委託業務実施計画書等の提出）

第6条 乙は、この契約の締結後14日以内に要領に定める委託業務実施計画書及び委託業務収支予算書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示しそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務実績報告書等の提出）

第8条 乙は、委託業務の終了後、速やかに要領に定める委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書

に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に甲に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(剰余金の返還)

第10条 乙は、前金払を受けた委託費に剰余金が生じたときは、甲にその剰余金を返還しなければならない。また、精算払においては、委託費は委託要領第4で定める委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書に基づく実績額とする。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第13条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が損害を与えたとき。

(不可抗力免責)

第12条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、争議行為、重大な疾病、火災、電力供給のひっ迫等による輸送機関、通信回線、システム、サーバー等の事故又は利用の困難（サイバーテロによる被害を含む）、公権力による命令又は処分その他の政府による行為、法令の改廃又は制定その他の不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、いずれの当事者もその責任を負わない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が、法令等又は契約に違反する行為をしたとき。

(5) 乙が次のアからキに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契

約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(委託費の処理)

第14条 甲が前条の規定により契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 委託費が前金払されているときは、乙は、前金払された委託費のうち、甲が認める既履行部分に相当する額を除き、これを甲に返還する。

(2) 委託費が前金払されていないときは、甲は、委託業務のうち甲が認める既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(解除後の委託業務実績報告書の提出)

第15条 甲が第13条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、解除後30日以内に第8条の委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(契約変更)

第16条 方針の変更等により本契約の内容を変更する必要があるときは、甲は乙に通知することにより、本契約を変更することができるものとする。

2 前項の規定に基づき本契約の変更契約を締結した場合、乙は変更後の委託業務実施計画書等を速やかに甲に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第17条 乙は、委託業務に係る書類を整理し、委託業務終了後5年間保存するものとする。

(著作物の帰属)

第18条 この契約に基づき作成された成果物の著作権は、甲に属するものとする。

(合意管轄)

第19条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による委託業務を推進するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(留意事項)

第21条 本件の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木 康 友

(乙)